

令和6年5月30日

令和6年第3回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第48号	恵那市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める 条例の一部改正について……………	5
議第49号	恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	7
議第50号	恵那市下水道条例の一部改正について……………	9
議第51号	恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について……………	11
議第52号	恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について……………	13
議第53号	財産の無償譲渡について……………	15
議第54号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変 更について……………	17
議第55号	令和6年度恵那市一般会計補正予算（第2号）……………	別冊

議第 4 8 号

恵那市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の
一部改正について

恵那市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、恵那市地域包括支援センターに関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「常勤の職員の員数」の次に「（恵那市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第 3 号中「修了した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、恵那市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 9 号

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部改正について

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定
める。

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26
年恵那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 0 号

恵那市下水道条例の一部改正について

恵那市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

下水道法施行令の一部改正に伴い、同令を引用する除害施設の設置等の基準を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市下水道条例の一部を改正する条例

恵那市下水道条例（平成 16 年恵那市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 10 号中「第 4 号」を「第 5 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 1 号

恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
について

恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市公共下水道事業計画の変更に伴い、同計画に基づく計画排水の区域面積
及び排水人口を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号中「750 ヘクタール」を「756 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「18,200 人」を「16,800 人」に改め、同条第 4 項第 5 号の表上矢作浄化センターの項中「恵那市上矢作町下 684 番地 1」を「恵那市上矢作町下 648 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 2 号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第53号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

建 物

所在	構造	床面積 (㎡)
恵那市飯地町字木屋畑 1540番地9	(詰所) 木造平家・金属板葺 (車庫) 軽量鉄骨平家・ガル バリューム鋼板葺	44.58

2 譲渡する相手方

3 譲渡する理由

消防器具庫の用途廃止に伴い、建物を地縁団体へ無償譲渡する。

議第 5 4 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

地方自治法の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合の事務及び規約の一部を改正することについて、岐阜県知事の許可を受けるため、議会の議決を求める。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年岐阜県指令市町村第 1263 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

